

公立大学法人金沢美術工芸大学研究費不正防止計画

平成 28 年 5 月 19 日制定

令和 6 年 1 月 24 日改正

1 目的

公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）において、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定）を踏まえ、研究者及び事務職員が公立大学法人金沢美術工芸大学研究倫理規程に従って行動し、研究費が不正に使用されないようにするため、次のとおり「公立大学法人金沢美術工芸大学研究費不正防止計画」（以下「不正防止計画」という。）を策定し、実施する。

なお、この計画の内容については、文部科学省からの関係情報や研究費使用に係る不正発生要因の把握等により、必要に応じ見直しを図る。

2 責任体系の明確化

（１）【最高管理責任者】学長

本学における研究活動・研究費の不正防止に関する最高管理責任者。

〔役割〕最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、研究費管理責任者及び研究費不正使用防止推進責任者が責任を持って研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

（２）【研究費管理責任者】事務局長

研究費の不正使用の防止に係る実質的な責任と権限を有する者。

〔役割〕研究費管理責任者は、大学全体の研究費に関する管理を行うとともに、研究費不正防止のための環境を整備し、かつ研究費が適切に執行されていることを監視しなければならない。

（３）【研究費不正使用防止推進責任者】事務局次長

研究費管理責任者の下で、研究費の不正使用の防止を推進する責任者。

〔役割〕研究費不正使用防止推進責任者は、研究費管理責任者の指示の下、

①学内における対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を研究費管理責任者に報告する。

②不正防止を図るため、研究費の運営・管理に関わる学内の全ての構成員に対し、研究不正防止教育を実施し、受講状況を管理監督する。

③学内において、構成員が適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

※【研究費】「研究費」とは、法人が配分する研究費、国及び独立行政法人等から配分さ

れる競争的研究費、委託費等の研究資金及び民間企業等からの受託研究費、共同研究費、寄付金等の研究資金をいう。

※【不正使用】「不正使用」とは、研究費の故意もしくは重大な過失による他の用途への使用又は研究費の交付決定の内容やこれに付された条件に違反した使用をいう。

3 不正防止計画

第1節：機関内の責任体制の明確化

不正発生要因	防止計画
公的研究費の責任体系に関する周知が不足している。	不正行為防止規程において、最高管理責任者及びその責任・権限を定め、学内外に公表することで教職員に周知を図る。

第2節：適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正発生要因	防止計画
研究費の不正使用の事例及びその影響についての知識が不足しているため、当該行為が不正使用であるという意識がない。	- 研究不正防止教育を毎年定期的実施することにより、研究費を執行する教職員に不正使用の事例を周知することで、研究費に関する意識向上を図る。 - 教職員から公的研究費の不正使用を行わない旨の誓約書を提出させる。

第3節：不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生要因	防止計画
不正防止計画を策定・実施したにもかかわらず、公的研究費の不正使用事案が発生する。	不正使用事案の調査から明らかになった不正発生の具体的な要因について、その再発防止策を検討、不正使用防止計画に加える。

第4節：研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	防止計画
予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	- 競争的研究費においては研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。 - 特に予算執行に遅れがある研究者に対してはヒアリングを行い、研究費の繰越し、返還等の提案を行う。

検収確認が不十分であるため、架空伝票操作による納品や預け金が防止できない。	・競争的研究費においては、全ての物品の購入時に検収をおこなう。 ・競争的研究費においては1点1万円以上の物品の購入時に現品確認をおこない、競争的研究費で購入したことを明示する管理シールを貼付する。 ・競争的研究費においては換金性の高い物品について現品確認をおこない、競争的研究費で購入したことを明示する管理シールを貼付する。 ・競争的研究費においては全ての図書に検収を実施し、蔵書管理システムに登録し資料IDを貼付する。
研究との直接的な関係性がないと思われる物品の購入がおこなわれている。	・発注や納品の段階で疑問の生じた物品については、事務担当者が研究者に購入の目的や利用方法について確認する。

第5節：情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生要因	防止計画
研究費の使用に関するルール等について、機関内外からの相談、告発を受け付ける窓口がない。	・美術工芸研究所が窓口となり、適正な研究費使用について指導・助言し、不正行為等の告発を受け付ける。

第6節：モニタリングの在り方

不正発生要因	防止計画
モニタリング体制の整備が不十分である。	・研究費管理責任者を室長とする内部監査室によるモニタリング及び内部監査を受け、適正な業務執行に努める。さらにその結果を不正防止計画の改善に活用する。

附則

この計画は、令和6年4月1日から施行する。